

公立小・中学校における不登校児童生徒の 「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン

令和6年8月
山梨県教育委員会

はじめに

令和5年10月4日に文部科学省より公表された「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の国公私立小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人であり、平成25年度から10年連続で増加し、過去最多となりました。

本県においても、同調査において、公立小・中学校の不登校児童生徒数は1,899人と、前年度の1,567人から332人の増加という状況となっています。

このような状況の中、平成29年2月には、不登校児童生徒に学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「教育機会確保法」)が施行されました。

また、令和元年10月には、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知され、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があること、それに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件等について、新たな考え方が示されました。

さらに、令和5年3月には、文部科学大臣から、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指すとして、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)について」が通知されました。

これらを受け、山梨県教育委員会では、民間施設との連携を円滑に進めるため、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインを策定することとしました。

本ガイドラインでは、民間施設における相談・指導について、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点を示すとともに、ICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いの考え方等を示しています。

不登校児童生徒の支援に当たっては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。本ガイドラインを活用することで、市町村(組合)教育委員会や学校と民間施設との連携が一層図られ、不登校児童生徒への支援の充実が図られるることを願っています。

なお、今後も本ガイドラインについては、国の動向などを踏まえ、適宜内容を見直しながら運用していくこととします。

最後になりましたが、本ガイドラインの作成にあたり、ご意見をいただいた関係各所の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年8月

山梨県教育委員会

【目次】

I 不登校児童生徒の居場所と出席の取扱い	1
II 民間施設に関するガイドライン	2
・民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について	4
・民間施設等の活用及び自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とする際の指導要録への記載について	5
・ガイドライン活用に当たってのQ & A	6
・家庭から学校長への指導要録上の出席扱いに関する申請書様式（例）	8
・民間施設に関する施設視察様式（例）	9
・民間施設と学校との連携様式（例）	11
III 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の「出席扱い」の考え方等	12
【参考】不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知	13

I 不登校児童生徒の居場所と出席の取扱い

不登校児童生徒の居場所については、その背景や段階、状況によって様々な選択肢があり、中には複数の居場所を活用している不登校児童生徒もいます。学校として、家庭と連携し、常に不登校児童生徒の状況を把握するとともに、それぞれの居場所における取組状況を共有することが重要です。また、不登校児童生徒の居場所と出席の取扱いについては、以下のようになります。

不登校児童生徒の居場所

出席の取扱い

学校(教室には入れない場合)

※該当児童生徒の状況に応じて、時間帯、場所に配慮した支援が必要

- ・校内教育支援センター等の別室や保健室への登校による学習支援
- ・放課後登校による学習支援

出席

市町村の教育支援センター

※学校は通所につなげるだけでなく、継続的な各施設との連携が必要

- ・各施設と学校との連携(学習教材の提供、情報の共有)
- ・各施設における行事への学校教職員の参加 など

指導要録上
『出席扱い』
が可能

民間施設(フリースクール等)

※市町村(組合)教育委員会におけるガイドライン(基本方針)の策定及びそれに基づく支援が求められる

- ・HP等を通じた、該当児童生徒の状況を踏まえた施設の特色の情報発信
- ・各施設と学校との連携(学習教材の提供、情報の共有) など

一定要件を
満たせば
『出席扱い』
が可能
P. 4参照

在宅(自宅においてICT等を活用した学習活動)

※市町村(組合)教育委員会における出席扱いの判断に関する基準の策定が求められる

- ・ICT等を活用した学習支援
- ・定期的な家庭訪問による状況把握と社会的自立に向けた働きかけなど

一定要件を
満たせば
『出席扱い』
が可能
P. 14参照

II 民間施設に関するガイドライン

山梨県教育委員会

1 策定の趣旨

教育機会確保法では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されました。

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もいます。このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援するため、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、民間施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の「出席扱いとするかどうか」について判断する際に留意すべき点を目安として示したガイドラインを策定しました。

2 活用に当たって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではありません。したがって、学校や市町村(組合)教育委員会においては、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを総合的に判断することが求められます。実際の運用に当たっては、各市町村(組合)教育委員会においてもガイドラインや基本方針を策定し、各学校との共通理解の下、不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ることが望ましいと考えます。

3 「出席扱い」と判断するための留意事項

(1) 実施主体について

- ① 法人・個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援をしていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(2) 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、児童生徒の状況に応じて、施設の支援体制が明確にされていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されていること。

(3) 施設職員について

- ① 施設職員は児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、施設代表者は、施設職員の資質向上に努めていること。
- ② 専門的なカウンセリング等を行うにあっては、公認心理師や臨床心理士等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導職員が指導に当たっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えた職員が配置されていること。

(4) 施設・設備について

- ① 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
- ② 児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(5) 学校・教育委員会と施設との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、連携票等を活用して学校へ定期的に情報提供が行われること。
- ② 学校と施設が相互に、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(6) 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対して面会や退所の自由が確保されていること。

(7) その他

- ① 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ② 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

指導要録上「出席扱い」が認められるための要件

・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

・当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。

※ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、P.2 の「民間施設に関するガイドライン」を参考に、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。

指導要録上「出席扱い」の判断をするための望ましい流れ

①不登校児童生徒及び保護者からの出席扱いの相談・申請(P.8参照)

※通所(入所)施設が決まっていない場合

・当該校職員と不登校児童生徒の家庭との十分な協議、児童生徒の状況に応じた民間施設の検討

・不登校児童生徒及び保護者による民間施設見学・体験入学

②校長による市町村(組合)教育委員会への報告

③当該校(校長等)による民間施設訪問・視察(P.9参照)

市町村(組合)教育委員会による民間施設訪問・視察(P.9参照)

④当該校内での「出席扱い」に関する協議

⑤校長による市町村(組合)教育委員会への報告

⑥市町村(組合)教育委員会と校長による協議

⑦校長による「出席扱い」の認定の判断

⑧校長による当該児童生徒及び保護者への「出席扱い」の認定

指導要録上「出席扱い」と判断する者

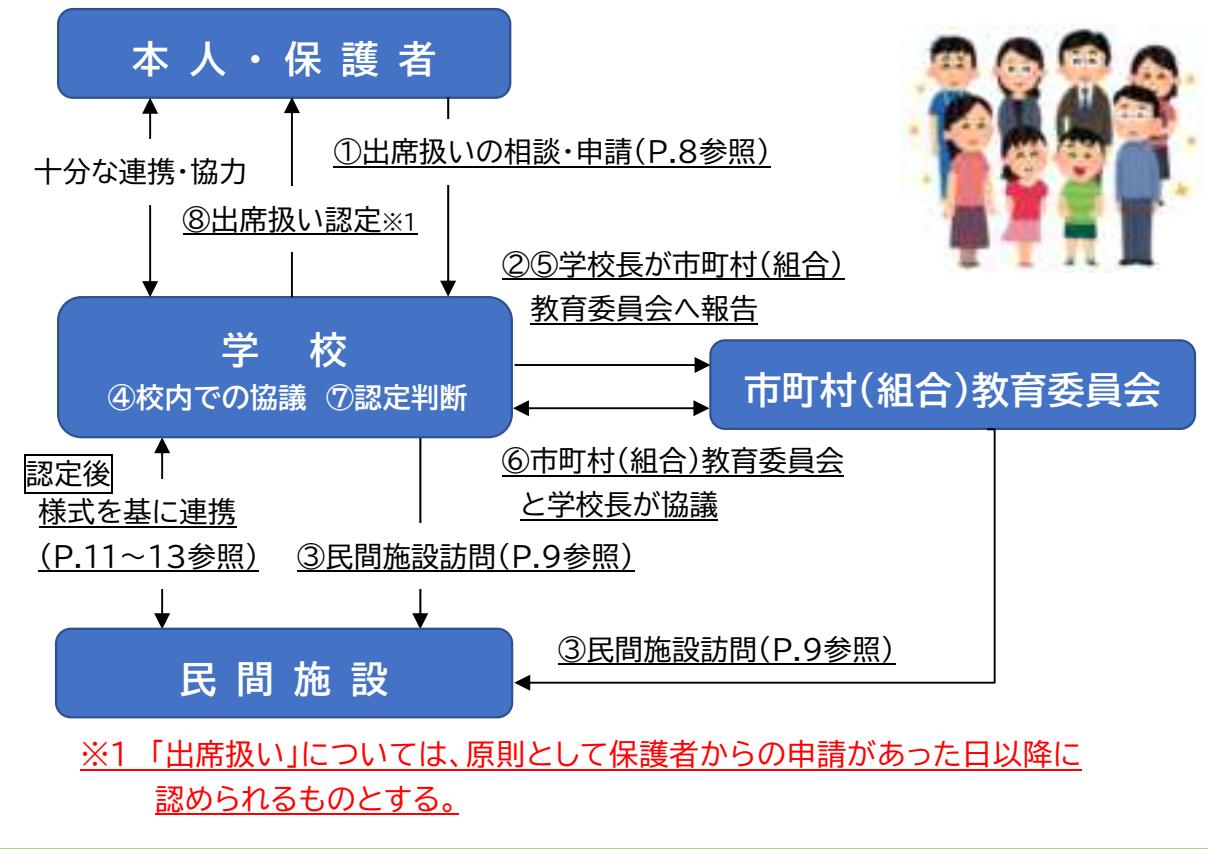
不登校児童生徒の在籍する学校の校長

「出席扱い」認定後

・学校と民間施設との定期的な情報交換(場合によっては施設訪問)(P.11~13参照)
・学校と児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力

(参考:文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(別記1)」令和元年10月)

指導要録上「出席扱い」の判断をするための望ましい流れのイメージ図



民間施設等の活用及び自宅におけるICT等を活用した学習活動※ を「出席扱い」とする際の指導要録への記載について

※「自宅におけるICT等を活用した学習活動」の出席扱いに関する要件等についてはP. 14参照

指導要録の様式2「出欠の記録」の備考欄については、出席日数の内数として以下のように記載する。民間施設等の活用による「出席扱い」の場合にあっては、「出席扱い」とした日数及び施設名を、児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動の場合にあっては、「出席扱い」とした日数及び活動名または教材名を記載すること。

【記載例1】

教育支援センター等の公的機関や民間施設等への通所を「出席扱い」とする場合

出席扱い15日(フリースクール《名称》10日、教育支援センター《名称》5日)

【記載例2】

ICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とする場合

出席扱い5日(自宅においてICT等を活用した学習活動:AIドリル《名称》)

【記載例3】

教育支援センター等の公的機関や民間施設等への通所及び自宅においてICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とする場合

出席扱い20日(フリースクール《名称》15日)

自宅においてICT等を活用した学習活動:AIドリル《名称》5日)

ガイドライン活用に当たってのQ&A

Q 各市町村(組合)においても、ガイドライン(基本方針)を策定しなければならないのですか？

A 本ガイドラインをもとに、各地域の状況に応じた、各市町村(組合)のガイドライン(基本方針)を策定し、出席扱いを判断する具体的な手続きについて各学校と共に理解を図るとともに、学校と教育委員会がやりとりする文書の様式、民間施設から毎月提出を求める文書の様式等を定めることが望ましいと考えます。

Q 民間施設への訪問・視察は必ず行かなければいけませんか？また、当該児童生徒の通所時に合わせて視察をした方がよいですか？

A 出席扱いの認定を行うに当たって、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容を十分把握することが判断材料となるため、各民間施設への訪問・視察を通して総合的に判断することが求められます。児童生徒の通所している時に訪問することについては、本人の頑張りを直接認めることができる観点から望ましいと考えます。一方、訪問することによって当該児童生徒や他の児童生徒が過度なストレスとして感じることも考えられます。そのため、訪問の時間や人数、回数等については、児童生徒の実態に配慮し、当該施設及び保護者と協議した上で決めることが必要と考えます。また、民間施設の負担軽減の観点から、当該校の視察に合わせて、市町村(組合)教育委員会も同行して視察を行うことが望ましいと考えます。

Q すでに出席扱いを認められた施設に、改めて視察を行う必要はないのではないでしょうか？

A 令和元年(2019年)10月25日の文部科学省通知のとおり、出席扱いの要件については、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること」と記されています。民間施設では、随時、児童生徒の受入をしており、施設の受入人数や指導状況に変化があるものと考えられます。その点からも、保護者から学校への申し出、協議の後に、改めて施設が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するため、視察を行う必要があるものと考えます。

Q 民間施設における学習は、どのように評価に反映したらよいですか？

A 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、通知表またはその他の方法により、児童生徒や保護者等に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいものです。評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定への記載をすることを求めていませんが、学習状況を文章記述するなど、適切な記載に努めることが求められています。

Q 出席扱いとするために、民間施設での「教科学習の時間」があることは必要ですか？

A 不登校児童生徒においては、個々の実態は様々であり、教科学習に向き合えない状況にある児童生徒がいることも考えられます。そのため、教科学習の時間の有無については、必ずしも出席扱いの判断材料として扱う必要はないと考えます。しかしながら、児童生徒の実態も日々変化することから、適切なアセスメント(※)を行うことで、教科の学習に取り組む時間をつくることを視野に入れていくことも大切だと思います。その際には、児童生徒の実態や希望を踏まえ、本人の自己決定に基づく活動を保障することが、学力保障のみならず、将来の社会的自立に向けても有効であると思われます。

※アセスメントに関しては、本人や保護者の意向を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家に相談することが有効であると考えます。

Q 不登校児童生徒への支援の目標が学校復帰ではなく、社会的自立を目指すこととなりましたが、学校として学校復帰を求めてはいけないのですか？

A 不登校児童生徒の状況や保護者の思いに寄り添いながら、学校・学校外の施設が連携し、社会的自立に向けた支援に取り組むことが重要です。一方、各学校では社会的活動や自然体験活動、教科学習、スポーツ活動や芸術活動等を行うことを通じて、児童生徒が社会において自立するための基礎的な力を培っています。選択肢の一つとして、不登校児童生徒自らが学校復帰を選択することは、将来的な社会的自立の一つの道といえますが、児童生徒や保護者の思いや一人ひとりの実態を十分に把握した上での対応が必要です。

Q 「指導要録上」の出席扱いについては理解できましたが、出席簿や通知票上の出欠席はどのように扱えばよいですか？

A 出席簿は公簿であり、「学校に」来たかどうかを記録するものであることから、出席簿上は「欠席」となります。通知票については、校長の裁量によることになりますが、学校が児童生徒の努力を家庭に通知する手段であり、通知票に出席として記載することで、当該児童生徒や家庭が「施設での頑張りが学校でも認められた」等、自己肯定感の高まりに繋がることも考えられます。※現行の校務支援システム上では「出席簿の出欠席」が通知票に反映され、修正が不可となるため、別様式や手書き修正等での対応が必要となります。

※校務支援システム上で「指導要録」の出欠の欄は、修正ができます。

家庭から学校長への指導要録上の出席扱いに関する申請書 様式(例)

令和 年 月 日

○○立○○学校長 殿

指導要録上の「出席扱い」に関する申請書

○○教育委員会「民間施設等に関するガイドライン」に基づき、以下の児童生徒を指導要録上の「出席扱い」とすることを希望し、申請します。

申請者（保護者名）： _____ (印) _____

児童生徒名 : 第 学年 組 氏名 _____

利用施設概要

施設名 (事業者名)		
代表者		
所在地	〒	
連絡先	電話	FAX
	Eメール	

設立時期	年 月	施設（事業者）の理念・活動方針等
受入校種	小・中・高	
運営日時 (曜日・時間)		
定員	名	
現在籍者数	名	
運営指導 スタッフ	名	
費用 〔入会金 月額等〕		

民間施設に関する施設視察 様式(例)

〇〇立〇〇学校
令和 年 月 日

民間施設（フリースクール等）に関する施設視察（報告）

1	訪問日時	令和 年 月 日
2	訪問者（職・氏名）	職名 氏名
3	施設名	
4	施設代表者名	
5	施設対応者名	
6	施設所在地	〒 TEL :
7	施設概要	
	(1) 開設時期	年 月 日 開設
	(2) 在籍児童生徒数	名 (小： 名、中： 名、高： 名)
	(3) 費用	入会金 円 年間費用 円 (月額 円) その他費用 円
	(4) 指導者	常勤： 名 非常勤： 名 (内訳 男性： 名 女性： 名) 代表者所有資格 (教員免許・臨床心理士・社会福祉士・) その他の指導者の所有資格 (教員免許・臨床心理士・社会福祉士・)
	(5) 施設・設備等	学習室： 室 ・ 無 【様子： 】 面接・相談室： 室 ・ 無 【様子： 】 体育施設・プレイルーム 有 ・ 無 【様子： 】 保健室 有 ・ 無 【様子： 】 その他の設備 【 】

8	入学案内・ホームページについて	
	(1) 入学案内があるか	有・無
	(2) ホームページを開設しているか（SNS等を含む）	有・無
	(3) 経営方針について明記されているか	有・無
	(4) 指導内容・方法・相談・指導体制が明記されているか	有・無
	(5) 必要経費等が明記されているか	有・無
	(6) 指導者名が明記されているか	有・無
9	連携について	
	(1) 学校との連携方法と頻度	
10	その他	
	(1) 児童生徒の指導計画	有・無
	(2) 児童生徒の学習指導や支援に係る記録	有・無
	(3) 在籍児童生徒で、出席扱いの認定を受けた児童生徒はいるか	有・無
	(4) 社会的自立に向けたプログラムはあるか	有・無
11	所見	
学校 記入欄	(学校の視察で、該当の児童生徒の状況に即した支援が行われる民間施設であるか等を中心とし所見を記入する)	
教育委員会 記入欄	(市町村教育委員会として、「学校の視察で確認された項目が適正なものか」、「民間施設として、適切な支援が行われているか」を確認し、所見を記入する)	

※各学校及び教育委員会にあっては、本様式を参考に確認項目を追加するなどして活用願います。

民間施設と学校との連携様式(例)

令和〇年〇月〇日

〇〇立〇〇学校長 殿

フリースクール〇〇学園

代表 〇〇 〇〇

令和〇年〇月 出席状況等報告書

1 通所児童生徒

学 校 名	学 年 学 級	氏 名

2 通所状況

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

※通所 ⇒ 「〇」を付する。また、週休日等、当該施設の休業日は「／」を付する。

3 活動内容（学習活動や体験活動など）

（記入欄）

4 本人の状況及び支援内容

（記入欄）

※翌月15日までに学校へ提出願います

----- (以下、学校記入欄) -----

出席扱い日数
日

※提出された報告書は、確認の上、フリースクールにメール等で返信します。

※各地域の状況に応じて変更してご活用ください。

※本様式にとらわれず、独自の様式を使用している民間施設もありますので、柔軟な対応をお願いします。

Ⅲ 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の「出席扱い」の考え方等

指導要録上「出席扱い」が認められるICT等を活用した学習活動の要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。(「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。)
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

留意事項

指導要録への記載はP.5を参照

- (1) この取扱は、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭に引きこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切に事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。

(出典:文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(別記2)」令和元年10月)

【参考】不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知

不登校児童生徒が年々増加している現状を受けて、国は平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、教育機会確保法)を公布するとともに、以下の通知を発出し、不登校児童生徒への支援の在り方について方向性を示しています。

○平成28年(2016年)12月22日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」

【ポイント】教育機会確保法の公布に当たり、以下のことが示されました。

◎教育機会確保法の目的

◎教育機会確保法等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めること。

◎国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき施策



○平成29年(2017年)2月16日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について」

【ポイント】不登校児童生徒の定義が示されました。

○不登校児童生徒とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒にあって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために、就学が困難である状況として、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況(病気又は経済的理由による場合を除く)と認められるもの。

○平成29年(2017年)4月4日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針の策定について」

【ポイント】教育機会の確保等に関する基本的事項とともに、教育委員会の取組が明記されました。

◎民間団体等との定期的協議

◎保護者への幅広い情報提供

◎支援に関する担当部署の明確化



○令和元年(2019年)10月25日付け通知

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

【ポイント】これまでの不登校施策に関する通知を整理し、以下の内容についてまとめられました。

◎不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

「学校への復帰を前提」 ⇒ 「社会的自立を目指すもの」

◎学校等の取組の充実

◎教育委員会の取組の充実



○令和4年(2022年)12月6日付け通知

「生徒指導提要の改訂について」

【ポイント】生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるように、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成されました。

◎発達支持的生徒指導…児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫

◎課題未然防止教育 …児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気づき、SOSを受けとめる力の向上及び教育相談体制の充実

◎課題早期発見対応 …休み始めの段階でのアセスメント(スクリーニング会議)と教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始

◎困難課題対応的生徒指導 …ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSCやSSW等によるカウンセリング及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援



○令和5年(2023年)3月31日付け通知

「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」(COCOLOプラン)

【ポイント】不登校により学びにアクセスできない児童生徒を以下の取組をすることによりゼロにすることを目指すとしました。

◎不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える



◎心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

◎学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン
発 行 山梨県教育委員会
連絡先 特別支援教育・児童生徒支援課 児童生徒支援担当
〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
TEL 055-223-1789 FAX 055-223-1759